

香芝市スポーツ公園プール
指定管理者募集要項

令和7年8月
香芝市都市創造部土木建設課

目 次

	ページ
第 1 指定管理者の指定期間	1
第 2 応募資格	1
1 基本事項	1
2 応募者の制限	1
第 3 複数の法人等による応募	2
第 4 指定管理者の公募及び選定に関する事項	3
1 募集要項、仕様書等の配布	3
2 現地説明会の開催	3
3 設計図書の見覧	4
4 参加表明書の提出	4
5 質問票の受付	4
6 申請書類の受付	5
7 提出された書類の扱い	5
8 指定管理者候補者の選定	6
9 選定結果等の公表	7
10 仮協定書の締結	7
11 指定管理者の指定	7
第 5 提出書類等	7
1 提出書類	7
2 「事業計画書（第 4 号様式）」の記載要領	8
3 「収支計画書（第 10 号様式）」の記載要領	8
第 6 協定書の締結	8
1 基本協定書	8
2 年度協定書	9
第 7 利用者モニタリング及び実績評価に関する事項	9
1 報告書の提出	9
2 利用者モニタリングの実施	9
3 自己評価の実施	9
4 実績評価	9
第 8 その他	10
1 本市と指定管理者との責任の分担	10
2 業務の継続が困難となった場合の措置	11

3	その他	1 1
第9	問合せ先	1 2
第10	参考資料	1 2
別記1	香芝市スポーツ公園プール指定管理者審査基準 (第1次審査基準及び採点表)	1 3
別記2	香芝市スポーツ公園プール指定管理者審査基準 (第2次審査基準及び採点表)	1 4
別記3	個人情報取扱特記事項	1 7

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集要項

香芝市スポーツ公園プール（以下「本施設」という。）について、管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）第7条の2第1項及び第21条の2第1項の規定により、指定管理者を募集する。

第1 指定管理者の指定期間

- 1 指定期間は、令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）までの5年間を予定している。
- 2 香芝市（以下「本市」という。）が管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定を取り消すことがある。

第2 応募資格

1 基本事項

応募資格を有する者は、指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。なお、個人での応募は受け付けない。

2 応募者の制限

次に該当する法人等は、応募者となることができない。

- (1) 参加表明書の提出日現在において、屋内プールにあっては500㎡かつ屋外プールにあっては400㎡以上の水面面積規模のプールを設置している施設を2年間以上管理運営した実績を有していない法人等
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等
- (4) 申請書類の提出日現在において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- (5) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村税を滞納している法人等
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされた法人等及び開始決定がされている法人等
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及び開始決定がされている法人等
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (11) 上記(9)及び(10)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等
- (12) 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
- (13) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等
- (14) 役員等に破産者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる法人等
- (15) 香芝市議会議員、市長、副市長、教育長又は地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している法人等。ただし、香芝市議会議員以外の者について、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合は除く。

第3 複数の法人等による応募

本施設のサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「共同企業体等」という。）が共同して応募することができる。この場合において、次の事項に留意して応募しなければならない。

- 1 共同企業体等により応募をする場合には、応募時に代表となる法人等を選定しなければならない。この場合において、他の法人等は、当該共同企業体等の構成

団体となる。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

- 2 共同企業体等の構成団体は、他の共同企業体等の構成団体となり、又は単独で応募することはできない。
- 3 共同企業体等の構成団体についても、「第2 応募資格」を満たしていることが必要である。ただし、「2 応募者の制限」の(1)については、500㎡以上の水面面積規模の屋内プール施設を2年間以上管理運営した実績を有する構成団体及び400㎡以上の水面面積規模の屋外プール施設を2年間以上管理運営した実績を有する構成団体が共同企業体等として応募する場合は、管理運営した実績を有しているものとする。
- 4 「第5 提出書類等」の1の(5)から(11)までについては、構成団体ごとに提出しなければならない。
- 5 共同企業体等は、応募に関する事務の全てを代表となる法人等を通じて行わなければならない。また、本市が当該代表となる法人等に対して行った行為は、当該共同企業体等の構成団体の全てに対して行ったものとみなす。
- 6 現地説明会には、代表となる法人等が参加しなければならない。

第4 指定管理者の公募及び選定に関する事項

応募に関して必要となる経費は、全て応募者の負担とする。

1 募集要項、仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和7年8月1日（金）から同月22日（金）まで

(2) 配布方法

募集要項、仕様書等は、香芝市ホームページに掲載するので、各自ダウンロードすること。

2 現地説明会の開催

(1) 開催日

令和7年8月20日（水）午前10時

(2) 開催場所

香芝市スポーツ公園プール

(3) 参加人数

各団体につき2名以内（共同企業体等で応募する場合は、構成団体につき2名以内）

(4) 申込期限

令和7年8月15日（金）午後5時15分まで（必着）

(5) 申込先

香芝市都市創造部土木建設課

〒639-0292

香芝市本町1397番地

メールアドレス：doboku@city.kashiba.lg.jp

(6) 申込方法

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集に係る現地説明会申込書（第1号様式）に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで申し込まなければならない。申込書の提出のない法人等は、説明会に参加することができない。

(7) その他

説明会には、募集要項及び仕様書を持参しなければならない。集合場所等は、申込みがあった法人等に改めて通知する。

3 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年8月1日（金）から同月22日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

(2) 閲覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

香芝市都市創造部土木建設課

(4) その他

事前に電話連絡の上、来庁しなければならない。

4 参加表明書の受付

参加表明書の提出がない法人等は、香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集に参加することができないため、注意しなければならない。

(1) 受付期限

令和7年8月22日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 受付場所

香芝市都市創造部土木建設課

(3) 提出方法

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集に係る参加表明書（第2号様式）に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで提出しなければならない。

5 質問票の受付

(1) 受付期間

令和7年8月25日（月）午前8時30分から同月29日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 受付場所

香芝市都市創造部土木建設課

(3) 提出方法

質問票（第3号様式）により郵送又は電子メールで提出するものとし、口頭による質問は受け付けない。また、参加表明書の提出がない法人等の質問は受け付けない。

(4) 質問回答日時

令和7年9月12日（金）午後1時00分頃

(5) 質問回答方法

参加表明書を提出した各法人等に電子メールにて回答する。質問者の明示は行わない。

6 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和7年9月16日（火）から同月26日（金）まで。ただし、休日等を除く。（郵送の場合は、令和7年9月26日（金）午後5時15分までに必着するものとする。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

香芝市都市創造部土木建設課

(4) 提出部数

正本1部、副本15部（複写可）及び正本と同じ内容を保存した電子データ（CD-R又はDVD-R）1部

(5) 提出方法

直接持参又は郵送による。

7 提出された書類の取扱い

(1) 本市は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部若しくは一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製し、若しくは改変して使用できるものとする。

(2) 提出された申請書類等は、返却しない。

- (3) 提出書類については、明らかな間違い又は軽微な修正を除き、受付期間後における内容変更は認めない。
- (4) 本市が保持する提出された申請書類（正本1部）については、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第2条第2項に規定する行政文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合は、同条例に基づき情報公開の手続を行う。

8 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の適正かつ公正な選定等を行うため、香芝市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査基準（別記1及び別記2）に基づいて審査し、及び採点する。

(2) 失格事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査選定対象から除外する。

- ア 申請者及び申請者の関係者等が審査に対する不当な要求を行った場合又は委員会の委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画等を提出した場合
- エ 申請書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

(3) 第1次審査

ア 実施時期

令和7年10月上旬（予定）

イ 選定内容

委員会の各委員において、事業計画書等の申請書類を基に審査及び採点を行う。第1次審査の通過団体は、5団体以下の予定である。なお、申請者が5団体以下の場合は、第1次審査は行わない。

ウ 審査結果の通知

第1次審査の結果は、審査終了後速やかに全ての応募団体へ自己の結果のみ通知する。なお、選定結果の問合せには応じない。

(4) 第2次審査

第1次審査を通過した法人等は、プレゼンテーション及びヒアリング方式で第2次審査を受ける。第2次審査の評価点が最高点の者を優先交渉権者とし、その他第2順位者及び第3順位者を選定する。第2次審査の実施方法等の詳細は、別途通知する。

ア 開催日時

令和7年10月14日（火）午後1時00分

イ 開催場所

香芝市役所3階第1会議室（香芝市本町1397番地）

ウ 参加人数

各団体につき2名以内（共同企業体等で応募する場合は、構成団体につき2名以内）

エ 審査結果の通知

第2次審査の結果については、審査終了後速やかに第2次審査の対象となった申請者に通知する。指定管理者候補者が審査の失格事項に該当した場合、香芝市議会により否決された場合、協定の締結において不備が生じた場合等は、第2順位の者に交渉権が与えられる。

9 選定結果等の公表

委員会における審査結果等については、本市のホームページにて公表する。公表する内容は、申請者の名称、審査結果、指定管理者候補者の名称、選定理由等とする。ただし、指定管理者候補者以外の名称については、公表しない。

10 仮協定書の締結

本市は、指定管理者候補者との間において、仮協定書を締結する。

11 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された法人等については、令和7年12月香芝市議会議定例会における議決を経て指定管理者として指定する。なお、香芝市議会により否決された場合において、指定管理者候補者が支出した経費等については、補償しない。

第5 申請書類等

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。申請書類は、原則としてA4版としなければならない。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。また、共同企業体等で応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出しなければならない。

1 申請書類

- (1) 香芝市スポーツ公園プールの管理に関する規則（令和7年規則第46号）に定める香芝市スポーツ公園プール指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（申請書類の提出日前3月以内に取得したもの）
- (4) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し（申請書類の提出日前3月以内に取得したもの）
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (7) 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- (8) 香芝市スポーツ公園プール事業計画書（第4号様式）
- (9) 誓約書（第5号様式）
- (10) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村税の各納税証明書又は未納がない旨の証明書
- (11) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (12) 法人等概要書（第6号様式）
- (13) 共同企業体等構成団体表（第7号様式）
- (14) 委任状（第8号様式）
- (15) 辞退届（第9号様式）（申請書類の提出後に辞退する場合に限る。）
- (16) 収支計画書（第10号様式）
- (17) 自主事業収支計画書（第11号様式）

2 事業計画書（第4号様式）の記載要領

事業計画書は、様式は問わないが、第4号様式の項目に沿って、A4用紙を基本とし、1項目1ページ程度、全体で30ページ程度で記載する。カラー印刷、写真、イラスト、グラフ等の使用は可とする。

3 収支計画書（第10号様式）の記載要領

収支計画書には、利用料金表（案）を添付する。

第6 協定書の締結

香芝市議会の議決を経て、指定管理者に指定した法人等と、仮協定書に基づき、本協定書を締結する。協定は、指定期間を通じての「基本協定」と、年度ごとの「年度協定」に分けて締結する。なお、協定書の発効は、令和8年4月1日（水）とする。協定書の主な項目は、次のとおりとする。

1 基本協定書

- (1) 業務内容に関する事項
- (2) 管理物件に関する事項
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 施設の利用許可等に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 個人情報保護に関する事項
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 利用者モニタリングに関する事項
- (10) リスク分担に関する事項
- (11) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (12) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (13) その他必要と認める事項

2 年度協定書

- (1) 当該年度の業務内容に関する事項
- (2) 当該年度に本市が支払う指定管理料に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

第7 利用者モニタリング及び実績評価に関する事項

本市は、指定期間中に利用者モニタリング及び実績評価を行う。

1 報告書の提出

指定管理者は、毎月の利用者数、利用料金収入の実績、アンケート結果及び苦情、要望等の内容について「事業報告書」として翌月末までに提出しなければならない。

2 利用者モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを実施しなければならない。なお、実施時期や項目については、本市と協議の上、定める。その他、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、本市が必要と認めたときは、利用者モニタリングを実施するものとする。

3 自己評価の実施

指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により評価を行い、本市に提出しなければならない。なお、実施時期及び項目等については、本市と協議の上、定める。

4 実績評価

本市は、事業報告書等の検査により、指定管理者が業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対し必要な改善措置を講ずるよう指導を行う。それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

第8 その他

1 本市と指定管理者との責任の分担

本市と指定管理者との責任の分担は、原則として次表のとおりとする。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが発生した場合は、本市及び指定管理者が協議の上、決定する。

項目	本市	指定管理者
施設（建物、工作物及び設備等）の保守点検		○
施設及び設備の維持管理		○
安全衛生管理		○
施設の利用許可		○
事故、火災等による施設及び備品の損傷		
指定管理者の責めに帰すべき場合		○
上記以外の場合	○	
施設利用者の被災に対する責任		
指定管理者の責めに帰すべき場合		○
上記以外の場合	○	
第三者への損害（周辺住民等への損害）		
指定管理者の責めに帰すべき場合		○
上記以外の場合	○	
不可抗力※1による施設及び設備の復旧費用	○	
不可抗力による管理運営業務の変更、中止及び延期	○	○
管理施設の修繕		
指定管理者の責めに帰すべき場合		○
1件当たり税込100万円未満の場合		○
上記以外の場合	○	
施設の火災共済保険の加入	○	
施設賠償責任保険の加入		○
物価及び人件費の上昇※2		○

金利の上昇		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少		
指定管理者の責めに帰すべき場合		○
上記以外の場合	○	
減免による利用料金収入の減少		
減免利用者が大幅に増加した場合	○	
上記以外の場合（実績を基に減免額を見込む。）		○
指定管理事業終了時の撤去費用等		○

※1 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因であり、かつ、指定管理者及び本市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。

※2 収支計画に多大な影響を及ぼす場合については、協議事項とする。

2 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、本市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合は、本市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

天災、感染症等の拡大等の不可抗力により、業務の継続が困難になった場合は、本市は、業務の全部又は一部の停止を命じることがある。これにより指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、本市及び指定管理者が協議の上、影響額に係る費用分担を決定するものとする。影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時的に閉場することによって発生しなかった経費等、全ての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

3 その他

(1) 引継業務

指定管理者は、利用者の利便性が損なわれないよう、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行するため、引継ぎに積極的に協力するとともに、必要なデータ等を提供しなければならない。

(2) 災害対応

本市において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においてその対策を必要とするときは、市長は、香芝市地域防災計画の定めるところにより災害対応を実施する。本施設は、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する予定であり、災害発生状況によっては、本施設の業務（施設運営業務及び自主事業等）の全部又は一部の停止を命じることがある。開場時間以外の場合であっても、災害対応のため、避難所として本施設を利用し、又はプール水を生活用水として利用する場合等があるので、その際は本市の指示に従うこと。

(3) 個人情報の保護

指定管理者は、管理業務の執行に伴う個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(4) 情報の公開

指定管理者は、香芝市情報公開条例の趣旨にのっとり、各施設の管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応しなければならない。

第9 問合せ先

〒639-0292 香芝市本町1397番地

香芝市都市創造部土木建設課

電話番号：0745-44-3317（直通）

F A X：0745-78-3830

メールアドレス：doboku@city.kashiba.lg.jp

第10 参考資料

- 1 香芝市スポーツ公園プール業務仕様書
- 2 香芝市都市公園条例

本市の条例及び規則については、各自香芝市ホームページよりダウンロードすることができる。

別記 1

香芝市スポーツ公園プール指定管理者審査基準
(第1次審査基準及び採点表)

審査項目	審査基準	配点
経営体制	経費の積算の妥当性及び業務効率化	10
	法人等の経営状態	10
	過去の実績（屋外プール及び屋内プール等の実績）	10
組織体制	総括責任者及び職員の業務に関する基本的な考え方	10
	職員の配置計画及び人材確保	10
管理業務	施設の維持管理	10
	利用者の安全確保、事故防止対策及び危機管理体制	10
運営業務	稼働率の向上	10
	自主事業の提案	20
合 計		100

※ 第1次審査の得点は、第2次審査には持ち越さない。

※ 審査員の総合計点が満点（100点）に審査員の人数を乗じて得た額の6割に満たない場合又は満点（100点）の6割未満の採点を行った審査員が過半数の場合は、不合格とする。

別記2

香芝市スポーツ公園プール指定管理者審査基準
(第2次審査基準及び採点表)

審査項目		審査基準	配 点	
経 営 体 制	運 営 の 基 本 方 針	管理運営の方針が施設設置の目的に合致するか。	2 0	2 0
	経 費 等 の 積 算	収支の積算は事業内容と整合性があるか。	1 0	3 0
		施設経費削減や業務効率化等の提案がなされているか。	1 0	
		利用料金収入及び指定管理料等の収入合計額が、管理運営経費の支出総額より上回った場合の配分の考え方について、本市を重視したものであるか。	1 0	
	法 人 等 の 経 営 状 態	過去の決算や業績から経営状態は良好であるか。	2 0	2 0
	自 己 成 果 目 標 と セルフモニタリング	セルフモニタリングの体制と評価基準が確立されているか。また、評価を次年度に生かすよう体制が確立できているか。	1 0	1 0
	社 会 的 責 任	法人等が果たすべき社会的責任は適切か。	1 0	1 0
経 営 困 難 時 の 対 応	施設運営が困難となった場合の対応が示されているか。	1 0	1 0	
小 計			1 0 0	
組 織 体 制	運 営 体 制 及 び 組 織	施設の管理体制（総括責任者及び職員）と業務内容が示されているか。	2 0	2 0
	職 員 の 配 置	業務遂行に必要な職員が適正に配置されているか。	2 0	2 0
	研 修 計 画	職員研修及び教育体制は適正か。	2 0	2 0
小 計			6 0	

管 理 業 務	施設の維持管理	施設及び設備の保守点検、修繕及び養生等の維持管理が適切に対処できる提案になっているか。	20	20
	安全確保等	ウォータースライダー等を含め、利用者の安全確保や事故防止等の安全対策は適切か。	10	10
	危機管理体制	緊急事態発生時（事故及び災害等）における危機管理体制が整備されているか。	10	10
	個人情報保護	個人情報の取扱いと情報の管理体制は適正か。	10	10
小計			50	
運 営 業 務	開場記念式典	本施設の開場記念式典について、有効な提案がなされているか。	20	20
	稼働率の向上	稼働率や来場者数の向上を行うとともに、売店（厨房）及びコミュニティエリアの活用につながる提案がなされているか。	20	20
		インターネット及びSNS等を活用した利用案内等の工夫並びに施設及びイベント等のPR方法等、広報において独自性のある提案がなされているか。	20	20
	利用者の意見反映	利用者の要望、苦情等を把握し業務改善につなげ、利用者満足度を高める提案がなされているか。	20	20
	地域活性化への貢献	施設の利用を通して地域の活性化に貢献するための提案（市内事業者との連携及び市内雇用への配慮等）がなされているか。	10	10

	地域住民との連携	地域住民や市民団体との連携を図り、イベント企画等を通じて地域活性化に貢献するための提案がなされているか。	10	10
小計			100	
自主事業	自主事業	仕様書の内容を踏まえ、夏期以外の利活用を含めて市の特性、本施設の設置目的及びニーズに沿った市民にとって魅力的な事業の提案がなされているか。	40	40
小計			40	
指定管理料	経費節減への意識	経費の節減を意識した指定管理料が設定されているか。	350	350
小計			350	
合計			700	

※ 最高点の者が複数いる場合は、提案された指定管理料の低い者を優先交渉権者とする。

※ 審査員の総合計点が満点（700点）に審査員の人数を乗じて得た額の6割に満たない場合又は満点（700点）の6割未満の採点を行った審査員が過半数の場合は、不合格とする。

※ 指定管理料の評価点については、次の計算方法を用いる。（小数第1位四捨五入）
 評価点 = 350 × (応募者中最低の指定管理料 / 各応募者の指定管理料)

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この指定管理期間が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3 指定管理者は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 指定管理者は、本市の指示がある場合を除き、管理業務に関して知り得た個人情報を管理業務の目的以外の目的に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7 指定管理者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により本市に報告しなければならない。

2 指定管理者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により本市に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8 指定管理者は、管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、管理業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
(複写又は複製の禁止)

第9 指定管理者は、管理業務を処理するために本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(再委託における条件)

第10 指定管理者は、本市の許諾を得た場合に限り、管理業務の一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。
- (1) 指定管理者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、指定管理者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 指定管理者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、本市の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、指定管理者は、本市自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

第11 指定管理者は、管理業務を処理するために、本市から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定管理

業務の完了後、直ちに、本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

2 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12 本市は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び管理業務の遵守状況について、指定管理者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、指定管理者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 指定管理者は、個人情報の漏えい等が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、本市に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について本市の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、管理業務の処理に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 本市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、指定管理業務の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第15 指定管理者は、管理業務に関して知り得た行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第3項に規定する個人番号及び同条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を事業所内から持ち出してはならない。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第16 指定管理者は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

第1号様式

現地説明会申込書

年 月 日

香芝市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

E m a i l

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集に係る説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

1 法人等名

2 参加希望人数

3 参加希望者名

(連絡先) 部署名

担当者名

第 2 号様式

参加表明書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

E m a i l

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集について、参加を表明します。

(共同企業体等の場合)

構成団体名

(連絡先) 部 署 名

担 当 者 名

第3号様式

質問票

年 月 日

香芝市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

E m a i l

香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集について、次のとおり質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問項目は、「募集要項〇ページ△△の項目」のように項目を特定するように記載してください

第4号様式

香芝市スポーツ公園プール事業計画書

法人等名

1 経営体制等に関する事項

- (1) 管理運営の総合的な基本方針について
- (2) 収支の見積額の積算
- (3) 経費縮減のための工夫や業務効率化の考え方について
- (4) 利用料金収入、指定管理料等の収入合計額が、管理運営経費の支出総額より上回った場合の配分について
- (5) 自己成果目標とセルフモニタリングの考え方について
- (6) 屋外プール及び屋内プール等の本施設と類似した業務実績について
- (7) 法人等が果たすべき社会的責任の考え方について
- (8) 施設運営が困難となった場合の対応について

2 組織体制等に関する事項

(1) 総括責任者及び職員の業務に関する基本的な考え方について

(2) 職員の配置計画と人材確保の考え方について

(3) 職員の人材育成の考え方について

3 管理業務等に関する事項

(1) 施設の維持管理に関する基本的な考え方について

(2) ウォータースライダー等を含めた利用者の安全確保や事故防止等に関する考え方について

(3) 緊急事態発生時（事故、災害等）における危機管理体制について

(4) 個人情報の取扱いと情報の管理体制について

5 自主事業等に関する事項

仕様書のコンセプトを踏まえ、夏期以外の利活用を含めて市の特性、本施設の設置目的及びニーズに沿った、市民にとって魅力的な事業の提案について

第5号様式

誓約書

年 月 日

香芝市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

E m a i l

香芝市スポーツ公園プールに係る指定管理者の指定の申請を行うに当たり、次に記載した事項は、真実に相違ありません。

- 1 香芝市スポーツ公園プール指定管理者募集要項「第2 応募資格」に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽不正はありません。

第 6 号様式

法人等概要書

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
ホームページアドレス	
設 立 年 月 日	
資本金又は基本財産	年 月 日現在 千円
従 業 員 数	年 月 日現在 名 (内訳)
経 営 理 念	
運 営 方 針	
業 務 内 容	
主 な 事 業 の 実 績	

備考

- 1 法人等の概要パンフレット等を添付すること。
- 2 記載内容が欄内に収まらないときは、別途資料を添付しても差し支えない。

第 7 号様式

共同企業体等構成団体表

1 共同企業体等名

2 代表となる法人等

所在地

名称

代表者氏名

3 構成団体となる法人等

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

委任状

年 月 日

香芝市長

共同企業体等名

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

(構成団体)

所在地

名称

代表者氏名

私は、次の共同企業体等の代表となる法人等を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代表となる法人等

所在地

名称

代表者氏名

2 委任事項

香芝市スポーツ公園プールの指定管理者の指定申請関係書類の作成、提出、修正、受領及び廃棄に関する事項

第 9 号様式

辞退届

年 月 日

香芝市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

香芝市スポーツ公園プールの指定管理者の指定の申請を辞退します。

第 1 0 号様式

収支計画書

法人等名 _____

1 収入

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
(1) 市からの指定管理料						
(2) 利用料金収入						
(3) その他サービス収入						
合計 ((1) + (2) + (3))						

2 支出

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
人件費						
旅費及び交通費						
消耗品費						
燃料費						
光熱水費						
印刷製本費						
修繕料						
通信運搬費						
保険料						
備品購入費						
施設維持管理費						
広告宣伝費						
物品賃借料						
(4) 合計						

備考

- 1 上記額の単位は千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含むものとする。
- 2 自主事業に係る収支は、含まない。

第 1 1 号様式

自主事業収支計画書

法人等名 _____

1 収入

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
自主事業収入合計						

2 支出

項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	合 計
人件費						
旅費・交通費						
報償費						
消耗品費						
印刷製本費						
通信運搬費						
保険料						
備品購入費						
広告宣伝費						
物品賃借料						
自主事業経費総額						

備考 上記額の単位は千円とし、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含むものとする。